

令和6年度大分県空き家管理・活用の手引き等作成業務委託
企画提案競技実施要項

1. 事業概要

本業務は、令和5年度の空き家等の対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）改正を反映させた県内の空き家に関する情報を掲載した手引きやちらしの作成により、所有者等の空き家の適切な管理促進および県民に対する空き家問題の意識醸成を目的とする。

加えて、法改正により定義された管理不全空き家の判断基準を市町村向けに作成することで法の適正運用を実施する。

2. 委託業務内容等

(1) 業務名

令和6年度大分県空き家管理・活用の手引き等作成業務

(2) 業務概要

別添「業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日までを予定

(4) 委託予算限度額

6,600,000円

3. 企画書作成上の条件

企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4. 募集及び企画提案競技スケジュール

公募開始	令和6年7月3日（水）
質問票受付締め切り	令和6年7月9日（火）15時必着
参加申込書等の提出期限	令和6年7月17日（水）15時必着
審査委員会の開催	令和6年7月22日（月）
審査結果の通知	令和6年7月23日（火）予定

5. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

(1) 単独で参加する者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ③ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - (ア) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
 - (イ) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (ウ) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - (エ) 大分県庁で行う審査委員会に参加できること。
 - (オ) 県との情報共有に必要な通信施設設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- ④ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ⑥ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（本要綱8（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）または同等の資質を有する者であること。

(2) 共同企業体で参加する者

要件は以下のとおりとする。

- ① いずれかの構成員を代表者とすること。
- ② 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、前記（1）の①から⑤の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、前記（1）の⑥の要件を満たす者であること。
- ⑤ 応募事業者は他の応募事業者の協力企業でないこと。また、協力企業は、複数の応募事業者の協力企業とならないこと。

6. 提案方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次のすべての書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式は自由、A4版）
- ③ 類似業務実施調書（様式2）
※該当がない場合は省略可
- ④ 会社（団体）概要（会社の業務内容が確認できるパンフレット等の書類）
※共同企業体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること
- ⑤ 誓約書（様式3）
※共同企業体として参加する場合は、構成する全ての事業者分提出すること
- ⑥ 定款（写し）
※法人のみ提出

※ なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、賃借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（都道府県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）

(2) ②企画提案書は、下表により作成すること。

表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること
企画提案	仕様書に沿って事業の趣旨を踏まえ、下記項目を記載し、順序に沿って、自社の知見・ノウハウも含めつつ具体的に提案すること 1.法人(団体)概要、本事業へ提案した動機 2.提案内容 (1) 空き家管理・活用の手引き及びチラシの作成 (2) 管理不全空き家判断基準の作成
スケジュール	業務執行スケジュールを具体的に記載すること
過去実績等	過去の類似業務の実績を記載すること なお、共同企業体の場合は事業者ごとに記載すること
業務実施体制	本委託業務の実施体制を記載した体系図（責任者・人員配置等）を記載すること。なお、共同企業体の場合は、これに加え、構成企業との関係図も記載すること
協力企業等の一覧 ※単独で参加する者は作成不要	共同企業体で参加する場合は、構成事業者の住所、名称及び業務分担を一覧表にして提出すること

見積書	事業を実施するために必要な項目ごとにその単価、金額を記載すること
-----	----------------------------------

(3) 提出期限・提出先

下記期限までにメールにて提出すること。

期 限：令和6年7月17日（水）15時必着

提出先：大分県企画振興部 おおいた創生推進課

メール：a10113@pref.oita.lg.jp

(4) その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問票を令和6年7月9日（火）15時までに本要項11の問い合わせ先までメールにて提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、受付後2日（土曜日、日曜日を除く）を目途に、大分県のHPに公表する。

8. 審査方法等

(1) 企画提案書等の審査は、以下に定める審査委員会に諮り、委託候補者を選定する。

日時：令和6年7月22日（月）

場所：大分県庁舎 本館3階 31会議室

*時間等審査委員会の詳細は、提案者に対して別途通知する。

*PC（事前提出した企画提案書の電子データを保存したもの）、スクリーン及びプロジェクターは県にて用意する。

(2) 審査委員会において、参加者によるプレゼンテーション（15分程度）及び審査委員による質疑（10分程度）を行う。プレゼンテーションは企画提案書で行う。

(3) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。

ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。

なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。

なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(4) 参加要件を満たしていない場合、企画提案で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次点の者と契約を締結する。

(5) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

(6) 企画提案書の提出のあった者全てに対し、審査結果を速やかにメールで通知する。

(7) 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議

申立ては受け付けない。

9. 審査基準

審査会では、以下の選定基準に基づき審査を行なう。

選定要素	評価内容	配点
目的	・事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか	10
内容	・事業の内容に創意工夫が見られるか ・実施方法に具体性があり、実現可能な手法・予算及びスケジュールであるか	25
知見・実現性	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか ・業務の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しており、効果的に実施できる企画であるか	30
実績	・当該事業と類似事業の過去の実績があるか	15
効果	・空き家の適正管理促進が見込める企画である ・管理不全空き家の適正運用が見込める企画である	20
計		100

10. その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ① 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加申込書により参加申込をしたもの。
- ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ⑤ 本要項6（1）に示す提出書類がないもの。
- ⑥ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑦ 不正行為が行われたと認められるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

- ① 県は受託者に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議・調整したうえで、委託契約を締結する。
- ② 事業実施にあたっては、県と協議のうえ、進めるものとする。
- ③ 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

- ④ 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ⑤ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- ⑥ 上記に示す個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に従うこととする。
- ⑦ 提出された企画提案書等に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は県に帰属し、無償で県に譲渡するものとする。

1 1. 問い合わせ先

大分県企画振興部おおいた創生推進課 地域活力創生班

所在地：〒870-8501 大分市大手町 3丁目1-1 県庁舎本館3階

電話：097-506-2126（直通）

e-mail：a10113@pref.oita.lg.jp